

国立大学法人三重大学 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が、職業生活と育児等との家庭生活を両立させることができる働きやすい職場環境をつくるため、次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～平成34年3月31日

2. 内容

目標1：男女を問わず希望する職員が子育て等をしながら働くことができるよう両立支援制度の活用を促進する。

<対策>

(平成31年4月～)

- 「三重大学ワーク・ライフ・バランス応援ハンドブック」の最新版をホームページに掲載して、職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を周知する。
- 男女を問わず職員が両立支援制度を利用しやすいようにするため及びマタニティハラスメント等の防止のため、管理監督者に対して、両立支援制度の周知及び男女共同参画意識の啓発を図る研修等を実施する。
- 管理監督者は、職員が育児休業等を取得する場合、業務に支障が出ないように業務分担の見直しや代替要員の確保等の措置を講じ、職員が制度を積極的に活用できるように努める。
- 男性職員が利用できる子育て等に関する制度について積極的にPRを行い、利用促進に努める。

目標2：子育て等家庭生活充実のため所定外労働時間の縮減及び年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

(平成31年4月～)

- ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催し、働き方の見直しに対する意識啓発を行う。
- 各職場において、週1日の定時退勤日を実施し、管理監督者は職員に対し定時に退勤するよう指導・徹底に努める。
- 各職場において、年次有給休暇使用計画表を作成することにより、職場全体において休暇の取得を促す。
- 効率的な業務処理を行うため業務及び組織の見直しを行う。